

論文の内容の要旨

親の躰としての体罰と思春期前期児童のいじめとの関連についての疫学的検討

氏名 藤川 慎也

【論文の要旨】

1. 序文

思春期のいじめは、抑うつ症状や自殺関連事象を引き起こすとされている。また、世界の児童生徒の26%がいじめに関与していると報告されている (Craig, 2009)。思春期のいじめはメンタルヘルス上の問題に加え、深刻な公衆衛生上の問題であり、その予防は喫緊の課題である。いじめは思春期前期に急激に増加するため、思春期前期のいじめのリスクファクターを識別する事は、いじめ予防において重要である。

近年の研究で、いじめのリスクファクターとして、家族要因の重要性が報告されている。その家族要因として、親からの身体的虐待が児童のいじめのリスク上昇と関連するとされている。そこで、身体的虐待と同様に暴力を含む躰(しつけ)としての体罰に注目した。

躰としての体罰は『子供の行動の改善もしくはコントロールを目的として、子供に痛みを体験させる意図を持って、傷を付けずに暴力を使用すること。』と定義されている。躰としての体罰が児童の抑うつ症状や攻撃性や反社会的行動を引き起こすことが明らかにされている。一方で、体罰以外の躰により効果が得られない場合に、躰としての体罰は児童の親への不服従や反社会的行動を減らすために有効かもしれないという報告もある。躰としての体罰の児童への影響は、依然として結論が得られていない。身体的虐待は、多くの国々で法律等により明確に禁止されているが、親の躰としての体罰は、世界の約80%の国々で法的に未だ禁止されていない。躰としての体罰の児童への影響及びいじめの家族要因を更に明らかにするため、躰としての体罰と児童のいじめとの関連に注目した。

その関連は十分に調査されておらず、調査するうえで次の三点を考慮する必要がある。第一に、思春期前期児童一般住民研究を行う必要がある。第二に、いじめ研究で主流となっているいじめへの関与3群と非関与群(いじめ被害群:いじめ被害のみを体験、いじめ加害群:いじめ加害のみを体験、いじめ加害被害重複群:いじめ被害・加害両方を体験、いじめ非関与群:いじめ被害・加害のいずれも未体験)に分けた研究が望まれる。第三に、褒める事や愛情を示すような温かい養育の存在を考慮する必要がある。

そこで、思春期前期一般住民を対象に、躰としての体罰と思春期前期児童のいじめとの関連と、その関連に温かい養育がどのように関与するかを明らかにすることを本研究の目的とした。

2 方法

2.1 研究デザイン・サンプリング・研究手順

本研究は、思春期前期一般住民調査 (Tokyo Early Adolescent Survey: T-EAS) にて取得したデータを用いた。T-EAS は、東京都世田谷区、調布市、三鷹市に居住の 10 歳の思春期前期児童を対象に健康と発達を調査する学際的調査である。サンプリングは前述の 3 自治体から協力を得て、住民基本台帳を用いて行われた。データ収集は、2012 年 11 月から 2014 年 12 月までの間に実施された。この T-EAS は、現在実施中の東京ティーンコホート (T-EAS の参加世帯から約 3,300 世帯を抽出) のベースライン横断調査としてデザインされたものである。

調査は、事前にトレーニングを受けた調査員による合計 2 回の訪問により行われた。1 回目の訪問にて児童と主養育者 (多くは母親) の研究同意の署名を得た (児童の署名は主養育者の代諾) 上で、両者に留置質問紙を実施するように依頼した。2 回目の訪問では、同じ訪問調査員が、児童と主養育者にいじめなど配慮する必要がある質問項目を含む質問紙 (封入質問紙) に取り組むように依頼し、全ての質問紙を匿名にて回収した。訪問調査員は児童の身体測定をした後、主養育者に面接を実施した。T-EAS は 3 研究施設 (東京大学、東京都医学総合研究所、総合研究大学院大学) の倫理委員会の承認を受け、3 施設により運営されている。

2.2 研究参加者

無作為抽出後、連絡が取れた 10,234 世帯のうち、4,478 組の児童と主養育者が研究への参加を希望した (43.8%)。そのうち、解析で使用する項目全てに回答した 4,326 組 (年齢 10.2 ± 0.3 歳、男子の割合 53%) を解析の対象とした。

2.3 指標

親の躰としての体罰について、主養育者に「しつけの一環としてお子さんをたたくことがありますか。」の質問に対して、「ほとんどしない」「ときどきする」「しばしばする」「いつもする」の内、1 つを選択するように依頼した。

温かい養育について、主養育者に「お子さんをほめること」「お子さんに好きだと大切に思っていると伝えること」の 2 つの質問に対して、「0:ほとんどしない」「1:ときどきする」「2:しばしばする」「3:いつもする」の内、それぞれ 1 つを選択するように依頼した。この 2 つの質問の回答スコアの合計を温かい養育スコアとした。

児童のいじめについて、Olweus Bully/Victim Questionnaire を基に、児童と主養育者の両者に尋ねた。児童に「この 2 か月間のいじめ被害/いじめ加害の有無」の 2 つの質問を尋ねた。主養育者にも「この 2 か月間の児童のいじめ被害/いじめ加害の有無」の 2 つの質問を尋ねた。児童もしくは主養育者のどちらかで「2 ヶ月に 1 回以上ある」と回答した場合に、いじめ被害体験あり、またはいじめ加害体験ありとし

た。そして、いじめ4群に分類した。

親のメンタルヘルスの問題、親の最終学歴、兄弟姉妹の人数、児童の抑うつ症状、児童の知能指数、Body Mass Index を潜在的な交絡因子とした。

2.4 統計解析

研究参加者の基本属性の代表値の算出を行った。親の躰としての体罰の頻度のうち、「しばしばする」と「いつもする」の回答者が少数であることから、この2つの選択肢を1つに結合した変数を新たに作成した。次に児童のいじめとの関連を評価するために、躰としての体罰を独立変数（カテゴリー変数または連続変数として）、児童のいじめを従属変数とし、非調整モデルと2つの調整モデル（温かい養育以外の交絡因子を調整したモデルと、そのモデルに加えて温かい養育スコアを調整したモデル）を設定し、多項ロジスティック回帰分析を実施した。同様の分析にて、児童のいじめに対する躰としての体罰と温かい養育の交互作用を評価した。

3 結果

全ての参加児童の約40%に親の躰としての体罰を「ときどきする」以上の頻度で経験があり、33%にいじめへの関与の報告があった。

躰としての体罰と児童のいじめとの関連において、温かい養育やその他の交絡因子の影響を調整した場合でさえ、躰としての体罰を「しばしば/いつもする」ことは、児童のいじめ加害やいじめ加害被害重複群のリスク上昇と関連を認めた（いじめ加害群：調整済みオッズ比 = 2.21 [95%信頼区間：1.24–3.94]、 $p = .007$ 、いじめ加害被害重複群：調整済みオッズ比 = 2.01 [95%信頼区間：1.34–3.03]、 $p = .001$ ）。更に、躰としての体罰を「ときどきする」場合でも、児童のいじめ加害群といじめ被害加害重複群のリスク上昇と関連を認めた（いじめ加害群：オッズ比 = 1.85 [95%信頼区間 1.31–2.62]、 $p = .001$ 、いじめ加害被害重複群：オッズ比 = 1.48 [95%信頼区間：1.14–1.91]、 $p = .003$ ）。また、頻繁な躰としての体罰といじめ被害群のリスク上昇との関連に有意傾向を認めた ($p < .10$)。躰としての体罰の頻度が増えるに連れ、いじめへの関与3群のリスク上昇と関連した。

児童のいじめに対して、躰としての体罰と温かい養育に交互作用は認めなかった。

4 考察

4.1 まとめと解釈

温かい養育の影響を考慮した上で、頻繁な躰としての体罰だけでなく時折の体罰でさえも、いじめ加害群やいじめ加害被害重複群のリスク上昇と関連した。また、躰としての体罰の頻度が増えるに連れ、いじめへの関与のリスク上昇と関連した。また、温かい養育は、躰としての体罰と児童のいじめとの関連を増強も軽減もさせなかった。

本研究結果の親の躰としての体罰と児童のいじめ加害体験との関連は、先行研究と矛盾しなかった (Ohene, 2006)。この関連について、児童による親の暴力行為の真

似や児童の社会的問題解決能力の発達阻害の可能性を解釈として挙げた。次に本研究結果の親の躰としての体罰と児童のいじめ被害体験との関連も、先行研究と矛盾しなかった (Ohene, 2006)。この関連において、児童の社会的問題解決能力の発達阻害や児童の自尊心の低下によるいじめ被害を誘発する可能性を解釈として挙げた。一方で、児童のいじめ被害体験や加害体験が、躰としての体罰を引き起こす可能性も考慮しておく必要がある。

4.2 本研究の強みと限界

本研究の強みは、親の躰としての体罰と児童のいじめ4群との関連と、その関連に温かい養育がどのように関与しているのかを最初に調べたことである。そして、児童のいじめについて、両者から情報を集めたことで報告率が33%となり、先行研究 (Craig, 2009) と矛盾が無かったことも挙げられる。

本研究の主な限界として、本研究は横断研究であるため、躰としての体罰と児童のいじめの因果関係を示せないことであるが、将来縦断データを用いて解析する予定としている。次に、躰としての体罰の質問に、身体的虐待が含まれている可能性が挙げられる。

4.3 本研究から得られる示唆

親の躰としての体罰は、児童のいじめと関連があるため、いじめ予防において時折の躰としての体罰でさえも、避けるべきかもしれない。

4.4 結語

親の躰としての体罰は、温かい養育の有無に関わらず、思春期前期児童のいじめのリスク上昇と関連があった。今後、縦断的に解析することが重要である。